

財務省告示第二百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十五年三月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年四月十四日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百四十七回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	の法律及びその適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金に
五	発行額	よる引受け
六	払込金額	額面金額で千九百九十九億円
七	最低額面金額	二千六億七千九百六十一万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行行	平成十五年三月二十日
十	発行価格	額面金額百円につき百円三十九銭
十一	利率	年〇・八パーセント

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還金額

十五 元利支

十六 払込期日

平成十五年九月二十日を支払期とし、次の式により算出した金額を支払う。その翌営業日に当該ときは、その翌営業日に支払う。以下、

$$\text{償還金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、その期とし、各支払期におき、その日を以て、六月間に属する利子を支払う。平成十五年三月二十日

日本銀行 額 百円につき百円

平成十五年三月二十日